

(仮称)北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
主な内容(案)

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは】

- ・ 特定教育施設～施設給付型幼稚園、認定こども園
- ・ 特定保育施設～認可保育園、認定こども園
- ・ 特定地域型保育施設～

地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が、子ども・子育て支援法に基づき市町村から確認を受けることで、特定地域型保育事業者となります。

【省令の概要】

国では以下の内容について基準を設定しています（項目を抜粋）。

\* 下線を引いた項目は従うべき基準を含むものです。

一般原則	支給認定保護者に関する市への通知
<u>利用定員</u>	運営規定
<u>内容及び手続きの説明、同意</u>	勤務体制の確保
<u>利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>	定員の遵守
<u>あっせん、調整、要請に対する協力</u>	②①掲示
支給資格等の確認	②②子どもの適切な処遇
支給認定申請に係る援助	②③秘密保持等
心身の状況等の把握	②④情報の提供等
小学校との連携	②⑤利益供与の禁止
教育・保育の提供の記録	②⑥苦情解決
<u>利用者負担額等の受領</u>	②⑦地域との連携等
施設型給付等の額に係る通知等	②⑧事故発生の防止、発生時の対応
<u>教育・保育の取り扱い方針</u>	②⑨会計の区分
評価等	③⑩記録の整備
相談及び援助	③①特別利用保育・教育の提供
緊急時等の対応	③②附則

\* 利用定員の考え方と運営基準について

・利用定員設定に際しては、「保育所 20人以上」、「認定こども園 20人以上」、「幼稚園 最低定員を設けない」とします。

・利用定員の設定に際しては、「1号 3～5歳」、「2号 3～5歳」、「3号 0歳、1～2歳」の区分とします。

【条例で定める基準の基本的な考え方】

省令と異なる基準とすべき地域的特性などがいないため、基本的には省令どおりの内容とします。

施設の設置者はその運営にあたって、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならないことを、独自の基準として追加します。